

第二號用紙

損害申請書 (財産ノ損害)

申請者		被害者		損害		備考	
本籍地 新潟縣長岡市觀光院町二十番地 現住地 東京市下谷區新井町旅館望月樓 通信ヲ受クヘキ場所 職業 旧特命令嬢 職業公使 氏名 堀口九萬一 慶應元年一月二十八日生		本籍地 同上 現住地 同上 申請者ト被害者トノ關係 同人 職業 同上氏名 同上 今上 今上 今上 日生		被害財産ノ種類及數量 損害發生ノ場所 損害發生ノ年月日 損害發生ノ事由及其前後ノ事情 損害ノ程度 保險金及其他ノ補償金受領ノ有無及其金額 損害總額及其算出ノ基礎 大正九年外務省令第三號ニ依ル申告ノ有無 外務省令第三號ニ依ル申告書ニ添付シタル證據書類及證據物件ノ目錄 本申請書ニ掲クル事項ヲ證明スルニ足ルヘキ證據方法ノ開示及添付セル證據書類及證據物件ノ目錄 其他參考トナルヘキ事項		全額損失損害 全五百万圓也 算出ノ基礎別紙ト連	

案 卷 号
440



右申請候也

大正十四年七月三十一日

申請者

堀口九萬一

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

●外務省連絡事項

一 芝罘南佐又開町ニ四吉澤清所有、一階建木造ガレージ、柱ニ空地（一〇ハ×ハ）ヲ本日正午迄ニ使用出来ル標準備スルコト
（都 府 青 島 課）
一 東京品川四ノ四一所在北海道農業公社、アイスクリーム設備、ミツ十月十日正午迄ニ提供スルコト、他ノ設備ニ使用スルモ支障ナシ
（都 府 青 島 局）

●東京都連絡事項

一 大森ホテルニ石原組ヲ本日午前九時連絡ニ差出セリ
一 アメリカン倶楽部、暖房装置、受命アリ
一 服部ビル（銀座）十月十日迄ニ接收、家具類（其ノ欠）都建築課
一 Y.M.C.E.及中野憲兵隊、設置ラ連リセラレ度、督促アリ
（都 府 青 島 課）
一 三多摩地区ニ外務省連絡本部ヲワケルコトニナレリ、追テ氏名発表予定ナリ

一 港務局ニ百噸位ノ船、氏名不詳、一少佐来リ十日ニハ「オ」エスラ開始スル旨通達ラ受リ、「ハ」オ「エ」内容、本日刊明（港務局）

●警視庁連絡事項

一 警察本部ニ保管中、刀剣類、微殺アリタルモ之ヲ措置如何
（外務省）事件、概要ヲ書面ニ依リテ報告セラレ度
（四 答）尚學校ニ教練用、刀剣類ヲ保管スルトハ趣旨理解シ難シ
當方ヨリ文部省ニ通報ス
一 勤務第一課長ヨリ都府對スル要望
一 進駐軍使用ノ建造物ニ主責任者ヲ設ケラレ度
一 倉庫、建物、貨物、決定セラレ度
一 之等建造物ノ子係者ト定期的ニ會合シ相互ニ發セラレ度

●管工事組合都建築課報告

一 次、建物、暖房装置、進駐状況決定時期、次、通り報告ス
一 都 府 青 島 課
一 帝國ホテル（十一月二十五日）
一 第一ホテル（十一月二十日頃）
一 大蔵省（明年一月中旬）
一 水セロカ病院（十一月末日）
一 明治生命（十一月十五日頃）
尚之ヲ完成、或ハ間ノグルマストロー至急ニ調達スルコト
其、他ハ資料關係ニテ完成、予定有クズハ方努力中、
現場調査、關係者ト、打合セラ至急ニスル局
一 乗用車 五台
一 是非幹旋セラレ度（外務省駐東京都府モ之ヲ協力方々當意懇請）
（輸 送 課）

国立公文書館	
分類	(8) (N)
配架番	3 A
架番	8-1-66

情報部 第二課

外秘第一三九號

大正十五年五月十八日

警視總監 太田政弘

外務大臣 若槻禮次郎
外務大臣 幣原喜重郎
神奈川 兵庫 西縣知事 殿

外字新聞記者退京ノ件

府下入新井町大森ホテル止宿
神戸ジャパニクル社員

英國人、デー、ジエー、ハンドフオード、

D. J. Handford.

右者本年二月四日神戸ヨリ入京、肩書ニ止宿シ「ジャパニアドヴァタイザ」社ニ應援勤務中ノ如本月十五日神戸ニ向ケ退京セリ、

赤坂區榎坂町五

ジャパニアドヴァタイザ 記者

米國人、デー、エス、テート

D. E. Tate.

右者肩書新聞社ニテ自働車関係ノ



送付名

乙



〔普通〕

職員動靜

岩崎 定助(事) 三月十七日東京府蘇州へ歸任
上村梅次郎(接事) 同上
飯塚 幸治(歸託) 同上
芝崎 深一(歸託) 同日都里里出發四月三日梅田ニ著任
芝崎 圓爾(副領事) 同上
岡田六郎(還着) 同日札幌發着ヨリ歸朝
齋藤忠太郎(同) 同日局子街ヨリ歸朝
内藤 直樹(同) 同日上海ヨリ歸朝
宮城千華太二等書寫官 四月一日巴里出發同八日帝國ニ
着任
土屋 波平(書記生) 同日札幌ニ著任
北井 好元(還着) 同日東京出發他ニ赴任
横山福彌(同) 同日札幌ヨリ歸朝
石川 兵衛(同) 同日銅鑄寺ヨリ歸朝
小野崎文義(郵部補) 同日北京ヨリ歸朝

上 貞通(著) 同日青島ヨリ歸朝
 室恭三郎(同) 同日黒川ヨリ歸朝
 依合利貞男(參事官) 同日英京ニ歸任
 永山 正統(書記生) 同日奉天ニ著任
 富石 正平(同) 同日俄國出發同十二日歸朝
 小島 七郎(參事官) 同日七間ヨリ歸朝
 同島 稟吉(通事) 同上
 中川 忠太郎(書記生) 同上
 平野 彌太郎(通事) 同日東京出發ヨリ歸任
 淺岡 五郎(書記生) 同日東京出發ヨリ歸任
 吉田 蓮次(参事官) 同日海城ヨリ歸朝
 吉田 由松(参事官) 同日同島ヨリ歸朝
 松井 慶(郎侍命全權大使) 同日十日信州出發歸朝ノ途ニ就
 牛尾 伊之八(参事官) 同日郷里出發政府ニ赴任
 松下 兼雄(参事官) 同日東京出發青島ニ赴任
 石川 光雄(書記生) 同日十一日支那ヨリ歸朝
 矢野 龍雄(同) 同日東京ヨリ歸朝
 村井 倉松(参事官) 同日十二日カメルンニ著任
 同島 十六(参事官) 同日東京出發西へ歸任
 久保田 大太郎(参事官) 同日赤松出發歸朝ノ途ニ就ク
 水野 長佳(同) 同日十三日東京出發歸朝ニ赴任
 神吉 正一(参事官) 同日十四日英京ヨリ歸朝
 島井 泥(同) 同日白岡ヨリ歸朝
 佐藤 由良(参事官) 同日東京出發ジブチニ赴任
 古口 重吉(参事官) 同日十五日東京出發青島ニ赴任

雜報

六本木昌治(同)	同	上
太田留治(同)	同	上
高山岩藏(同)	同	天津へ赴任

在外公館員ノ臨時本省勤務

大使館理事官	高澤 直義(白)	入事課
外務書記生	瀧川 秋哉(米)	文書課
同	成田勝四郎(英)	電信課
同	佐久間辰男(米)	文書課
同	荻原 徹(佛)	電信課
同	大江 晃(同)	文書課
同	與謝野 秀(同)	電信課

體々園實務學校三月分計算書

收入

金百五圓七十八錢也
金百七圓五十錢也
前月分越高
當月分寄附金

計一百三十一兩二十八錢也

金九十五圓也
金四十九圓也
當日分講師手當
卒業及修業證書賞品代

諸君四十餘間也
差引殘高金六十九圓二十八錢也

外務省報 第五百五十三號
(昭和三年四月十五日)

九

職員現住所及留守宅異動

[illegible]

書記長

大正九年五月二十八日

請願書 第九號

野村海軍省副官

樞密院

進水式當日臨時列車ノ件

未三十一日軍艦陸奥進水式當日ハ左ノ通り臨時列車ノ増發有之候ニ付被招待者ハ可成同列車ニテ往復セラレ度
右照會ス

左記

東京發

横須賀發

午前十時五十五分

午後四時十五分(皇族方、制服着用、警衛)

午前十一時三十分(等車) 同 四時三十七分

午後十二時五分(普通車) 同 五時四分

同 五時五十分

停車駅ハ普通列車ト同シ大森駅ハ停車

セサル一アルヘシ

逆テ横須賀ヨリ歸途ハ由良川九午後四時十五分頃、軍艦津輕五時頃同地并海路横濱ニ向テ豫定ニ付同艦ニ便乗差支無之候

(終)

996T

第一八八號

執行指定

責任者

決裁指定

永久

保存期限

乙教育通達

事務大官回付 決裁前後連帶

受領 番 號 三九二

件名 射撃場貸與ニ関スル件

起元題(課)名 五 務 課

決行決裁後 同覽課名

陸軍 15.11. 軍事

大臣 委

次官 委

高級 副官

主務 副官

書記官

主務 局長

主務 課長

主務 課員

書記官

主務局長 受領 昭和 年 月 日

連 帶 局長

課 長

軍事 建築

大官 受領 昭和 年 月 日

決行決裁後 同覽課名

課 長

副官ヨリ大日本射撃協会々々長宛通牒案	(大森區山王三三三) 合長 陸軍大尉野村泰良次	陸普	本省所管ノ別紙元陸軍工科學校構内射撃場ヲ 當分ノ間國民射撃振興ニ資スル爲資協會ニ資 與スルコトニ定メラレタルニ付旅命通牒ス	圖書第八七二號 昭和五年三月六日	副官ヨリ留守近來經理部長宛通牒案	陸普	本省所管ノ元陸軍工科學校構内射撃場ヲ當分ノ間國 民射撃振興ニ資スル爲大日本射撃協會ニ貸與スルコト
---------------------------	------------------------------------	-----------	--	-------------------------	-------------------------	-----------	---

ニ定メラレタルニ付承加相成度依命通牒ス

陸奥第八七一號

昭和五年十二月六日

ニ定メラレタルニ付承知相成度依命角牒ス

陸費第 八七一號

昭和十一年三月六日

附

銀

陸軍

三十七年戦役ノ南嶺山及乃強策ニ付ノ倭軍 年五月十九日辰時五十分ノ頃ニ於テ 軍兵等奉命ヨリ引退セシムルニ至リテ 更ニ追及セバ	追及ニ及ビテノ月ノ夕刻ニ至リテ ト折左ニ至リテ中絶セリ	左記 送甲第ハ〇二號 五月十一日	一、前日所
--	--------------------------------	------------------------	-------



長安府(在)	長安府中より左記の如く大日本に宛てて 領事、交付し其處、於て日金より支領人、可 後(し)	左記	一、新刊書表出号紙 百五十枚	一、同 実包 七五五号	送早省 送乙第一五五五號 五月十一日	言及所及より大日本宛に宛てて領事、可 二條基弘
---------------	---	-----------	------------------------------------	--	---	---

第六號

房官臣大		課局務主		裁決		大臣		件番受	
丁結	願受	出提	願受	監審				號領	
明治 年 五月十四日	明治 年 五月十日	明治 年 五月十日	明治 年 五月十日	明治 年 五月十日					
長局帶聯		主務局長		參事官		次官		高級副官	
長課帶聯		主務課長		主計		主務副官		主計	
者記筆案審		主務課員		主計		主務副官		主計	
									